

# 公益財団法人 全日本空手道連盟

## 道場及び団体登録規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人全日本空手道連盟（以下「本連盟」という）規約第7条に基づき、道場及び団体登録にあたって条件と所定の形式の必要事項を定め、この法人の目的事業を安定的かつ継続的に実施すること、併せて所属の明確化を図ることを目的とする。

### (呼称)

第2条 この規程により定める登録に関する制度を、「全空連道場・団体登録制度」と呼称する。

### (登録条件)

第3条 本連盟登録条件は以下の通りとする。

- (1) 本連盟及び（公財）日本スポーツ協会の趣旨に賛同し、その定款、規約等に基づき空手道の普及を行う団体であること
- (2) 活動本拠地を管轄する都道府県空手道連盟に所属しているか、または全日本中学校空手道連盟、公益財団法人全国高等学校体育連盟空手道専門部、一般社団法人全日本学生空手道連盟及び一般社団法人全日本実業団空手道連盟のいずれかに所属していること
- (3) 前号いずれかの団体から一次承認を受けた道場及び団体であることを基本条件とする
- (4) 設立後3年以上を経過していること
- (5) 10名以上の本連盟会員を有すること
- (6) 代表者は、本連盟公認3段以上の段位資格を保持していること
- (7) 代表者は、（公財）日本スポーツ協会公認空手道コーチ1以上の資格を保持していること
- (8) 本連盟は、前各号の登録条件を満たさない道場及び団体を特別に承認し登録することができる

### (承認)

第4条 登録の承認は、常任理事会の議決を経て決定とする。

### (登録手続)

第5条 登録申請者は本連盟の定める様式をもって申請する。

2. 本連盟は申請内容確認のため、申請者の所属する都道府県連盟及び競技団体に一次承認を依頼する。
3. 都道府県連盟及び競技団体は、本連盟に確認結果を報告する。
4. 本連盟は一次承認された道場及び団体を常任理事会に諮る。
5. 本連盟は常任理事会の議決を経て、道場及び団体に通知する。
6. 登録道場及び団体が「全日本空手道連盟」と称する場合は、本連盟と別に覚書を交わすものとする。

(期間)

第6条 道場及び団体の登録は、1事業年度（毎年4月1日から翌年3月31日まで）単位とする。

(登録料)

第7条 道場及び団体の年間登録料は、10,000円とする。

2. 登録料は、1事業年度（毎年4月1日から3月31日まで）単位とする。

3. 事業年度の途中で登録した場合の登録料についても第1項と同様とする。

(承認証と名称)

第8条 登録承認された道場及び団体は、「全日本空手道連盟登録〇〇道場（団体）」と称することができる。また、本連盟からは、登録承認証等が付与される。但し、これらの使用については覚書の通りとする。さらに、全国登録道場及び団体の検索が、本連盟HPにおいて可能となる。

(責務)

第9条 本連盟に登録した道場及び団体は、本連盟定款その他の規則を順守し、競技においては競技規定を守り、常に品位と名誉を重んじつつフェアプレーの精神に基づいて行動し、空手道の普及・発展に努めなければならない。

(登録の抹消)

第10条 本連盟に登録した道場及び団体は、以下の場合、登録が抹消されることがある。

なお、(4)(5)を理由とする抹消にあたっては、本連盟の所定の手続きを経て行う。

(1) 登録されている道場及び団体から、登録抹消の申し出があった場合

(2) 道場及び団体が解散した場合

(3) 登録の更新において、道場及び団体が更新手続きをしない場合

(4) 著しい遵守義務違反、背徳行為があった場合

(5) 本連盟により登録道場及び団体として適当でないと判断された場合

2. 前項全ての場合において、登録した道場及び団体が納入した登録料については、これを返還しない。

(補足)

第11条 この規程に定めるもののほか、登録に関する細則は理事会の決議により別に定める。

(規定の変更)

第12条 この規程の変更は、理事会の決議を経て行う。

附則 この規程は、令和7年5月17日から施行する。

この規程は、令和8年2月22日から施行する。